平成27年労第369号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、フェンス工として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社を元請けとする工事現場から 乗用車で帰宅する途中、停車中のトラックと衝突し、負傷した(以下「本件災 害」という。)。

請求人は、本件災害当日、D病院に救急搬送され、「左脛骨骨折、左腓骨骨折」と診断され、入院加療の後、同年〇月〇日、E病院に転医し、その後、F病院、Gクリニックに受診し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をした ところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則 別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第10級に該当する ものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に 該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定(略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人は、残存障害の障害等級について、左下腿の不随意運動が特に低く 評価されている旨主張しているので、以下検討する。
 - (2) H医師は、「足関節に振戦を主体とする律動的不随意運動は、中枢性麻痺による痙縮に伴う足間代(クローヌス)ではない。」との意見を述べており、また、本件災害により頭頚部を負傷した事実も認められず、さらに、脳の障害や脊髄の障害による中枢神経を原因とする症状であるとの医証もないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の不随意運動について、中枢神経系の損傷を原因とする麻痺に該当するものではなく、末梢神経障害とみるべきものと判断する。
 - (3) ところで、H医師は、鑑定書において、請求人に残存する障害の程度について、軽度の麻痺に該当し、「左下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある下肢に基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度損なわれているもの」に相当する旨述べているが、これは脳の障害等中枢神経系の損傷による身体的機能障害としての麻痺に関する基準によって評価しているものであるところ、請求人に残存する障害は、上記(2)のとおり末梢神経によるものであるから、当該基準によることは適当ではない。

また、障害の原因が末梢神経の損傷による場合、弛緩性麻痺であるときを 含めて、当該末梢神経の損傷に関係する部位の関節可動域の制限の程度によ って障害を認定するとされていることから、請求人の障害は、当該部位である る右足関節の可動域の制限の程度によって認定すべきであると判断する。

そうすると、請求人の左足関節の機能障害としては、可動域角度が健側の 1/2以下に制限されていることは明らかであるものの、関節が強直あるい は完全弛緩性麻痺にまで至っているとは認められず、また、人工関節のそう 入置換もないことから、「関節の用を廃したもの」とは認められず、「関節 の機能に著しい障害を残すもの」に該当するものと判断する。

また、H医師は、「他覚的に明らかな感覚障害はみられず。」と述べていることからも、請求人の左下腿に明らかな神経症状は認められないものであり、当審査会においては、請求人に残存する障害は、左足関節の機能に著しい障害を残すものであり、その障害の程度は、障害等級第10級の10「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級 に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理 由はない。

よって主文のとおり裁決する。